



中华人民共和国国家卫生和计划生育委员会
National Health and Family Planning Commission of the People's Republic of China

『医師執業登録管理弁法（ドラフト）』に関する意見公募の通知 衛計委

中华人民共和国卫生计生委

www.nhfpc.gov.cn

2016-11-01

医師の執業（宮本注：中国語で『執業』とは『開業』・『営業』の意味）活動規範化のため、医師の隊伍管理強化のため、我が委員会は『医師執業登録暫行弁法』（原衛生部令第5号、1999年7月16日施行）を改め、『医師執業登録管理弁法』とし、さらに医師の執業登録管理を規範化させる。『医師執業登録管理弁法（ドラフト）』の起草が完成したため、社会に向けパブリックオピニオンを求めここに公開する。人々は、以下のルートと方式によりその意見をフィードバックできる：

1. 中国政府法制情報網（<http://www.chinalaw.gov.cn>）にログインし、ホームページにある『法規則草案の意見収集』からコメントする。
2. 中国政府法制情報網（<http://www.chinalaw.gov.cn>）にログインし、『征求意见』から、『医師執業登録管理弁法（ドラフト）』をクリックし、コメントする
3. 電子メール：weishengjisheng@chinalaw.gov.cn。
4. 郵送：北京市海淀区知春路14号，国家卫生计生委法制司，邮编100191
5. コメント締切は2016年12月2日までに

国家衛生計生委
2016年11月01日

附件： 医師執業登録管理弁法（ドラフト）

『医師執業登録管理弁法』（ドラフト）

第一章 総則

- 第一条 医師の執業活動を規範化し、医師の隊伍管理を強化するために、『中華人民共和國執業醫師法』に基づき、本弁法を制定する。
- 第二条 医師が執業するには、この登録を通じて『医師執業証書』を取得しなければならない。登録をせずに『医師執業証書』を取得したものは、医療や予防、保健活動に従事してはならない。
- 第三条 國務院衛生計生行政部門は、全国における医師執業登録の監督管理活動に責任を有する。県級以上の地方衛生計生行政部門は、医師執業登録の主管部門であり、本行政区内の医師執業管理監督活動に責任を有する。
- 第四条 国は、医師の電子登録を管理し、医師管理情報システムを構築、本弁法が規定する人員に対する電子登録を実施する。

第二章 登録条件と内容

- 第五条 執業醫師資格或いは執業準醫師資格を取得したものであれば、等しく医師執業登録の登録を申請できる
- 第六条 以下事情のあるものは登録をすることができない。
- (一) 完全な民事行為能力を持たないもの；
 - (二) 刑事処罰を受けており、刑事処罰執行完了日から登録申請の日までの期間が2年に満たないもの；
 - (三) 『医師執業証書』取消の行政処罰を受け、処罰決定の日から登録申請の日までの期間が2年に満たないもの；
 - (四) 甲類や乙類の伝染病に感染中、或いは精神疾病を発症しているもの、及び身体障害があるものなど健康状態が不適切で医療・予防・保健業務活動に適さないもの；
 - (五) 医師定期試験に不合格、且つ、トレーニング後の再試験でも不合格なもの；
 - (六) 再登録申請後、試験に合格できなかったもの；
 - (七) 医師資格試験中に組織的不正行為に参加したものの；

- (八) 国務院衛生計生行政部門が規定している医療や予防、保健業務をしてはならないその他の状況があるもの。

- 第七条** 医師執業登録内容には： 執業地点、執業タイプ、執業範囲が含まれている。
執業地点とは、執業医師が業務を行う医療・予防・保健機構の所在地のある省級行政区画と執業準医師が業務を行う医療・予防・保健機構所在地の県（区）級の行政区画を言う。
執業タイプとは、臨床・中医（中医と民族医学と中西医結合を含む）、口腔、公衆衛生を指す。
執業範囲とは、医師が医療・予防・保健活動中に従事するその専門能力を指す。
- 第八条** 医師は、「医師執業証書」取得後、そこに登録された執業地点、執業タイプ、執業範囲に基づき、相応の医療・予防・保健活動に従事せねばならない。
- 第九条** 医師は、医療・予防・保健機構の中においてその業務を行わねばならない。 複数医療機構で業務を行う医師は、その主要業務を行う機構をまず確定し、主要執業機構所在地の衛生計生行政部門に登録申請をせねばならない； その他の執業機構所在地の衛生計生行政部門にもそれぞれ注積の登録をせねばならず、注積内容には、本人が業務を行う全ての執業機構名が含まれていなければならない。
- 第十条** 主要な執業機構及びその所在地の衛生計生行政部門は、医師管理情報システムを使い速やかに医師の定期試験結果を更新せねばならない。

第三章 登録のプロセス

- 第十一条** 医師執業登録申請には、以下を提出せねばならない：
- (一) 医師執業登録申請用紙（後に添付）；
 - (二) **6**か月以内に撮影された無帽・正面・半身の写真（白色背景）；
 - (三) 医療・予防・保健機構の雇用証明書；
 - (四) 省級以上の衛生計生行政部門が規定するその他の資料。
- 医師資格取得後**2**年以内に登録を行わなかったものや、医師執業活動を**2**年以上中断していたもの、本弁法第六条に規定された登録できない状況が消失した医師は、その登録時に、省級以上の衛生計生行政部門が指定する機構で連続**6**か月以上のトレーニングを受け、試験に合格した証明書を提出せねばならない。
- 第十二条** 医療・予防・保健機構は医師の提出した登録申請に関して審査し、雇用に同意を与える。
- 第十三条** 登録主管部門は、申請受理日から起算して**20**営業日以内に、申請者が提出した申請材料の審査を行う。 審査に合格したものは、登録されるとともに執業証書が発行される。
- 第十四条** 登録条件に符合せず登録されないものには、登録主管部門は申請受理日から起算して**20**営業日以内に雇用単位と申請者に対し理由の説明とともに書面で通知をするものとする。 異議ある場合、申請者は、法に基づき行政再審議を求め、或いは人民法院への行政訴訟をすることができる、
- 第十四条** 登録条件に符合せず登録されないものには、登録主管部門は申請受理日から起算して**20**営業日以内に雇用単位と申請者に対し理由の説明とともに書面で通知をするものとする。
- 第十五条** 執業準医師が、執業医師としての資格取得後に医療・予防・保健機構中で継続して勤務する場合は、本弁法規定に基づき、執業医師の登録を申請せねばならない。
- 第十六条** 『医師執業証書』は、本人が適切に保管し、貸出や貸与、抵当化、譲渡、改ざん修正、毀損をしてはならない。もし、『医師執業諸所』を毀損或いは遺失した場合には、当事者は速やかに証明書発行部門に再発行の手続き申請をせねばならない。
- 第十七条** 複数医療機構で業務を行う医師は、新たに増えた執業機構の所在地にある省級衛生計生行政部門に対して、新たに増えた登録執業機構の申請をせねばならない。

第四章 登録のプロセス

- 第十八条** 医師登録後に下記のような事情が出来た場合、医師個人或いはその所在する医療・予防・保健機構は、それを知った日から或いはそれを知り得た日から起算して**30**営業日以内に『医療機構執業許可証』を審査発給した衛生計生行政部門に対し報告し、登録抹消処理をせねばならない。
- (一) 死亡或いは失踪宣告をされたもの；
 - (二) 刑事処罰を受けたもの；
 - (三) 『医師執業証書』取消の行政処分を受けたもの；

- (四) 医師の定期試験に不合格となり、トレーニング後の再試験で不合格となったもの；
- (五) 医師定期試験に連続二度参加しなかったもの；
- (六) 医師執業活動を中止してから満二年経過したもの；
- (七) 執業を継続するに相応しくない身体健康状況のもの；
- (八) 『医師執業証書』の貸出、貸与、抵当化、譲渡、改ざんをしたもの；
- (九) 医師資格試験中に組織的不正を働いたもの；
- (十) 本人自ら申請をしたもの；
- (十一) 国务院衛生計生行政部門が規定する医療・予防・保健業務に従事することが相応しくないその他の状況があったもの；

第十九条 医師登録後に下記のような事情が出来た場合、その所在している医療・予防・保健機構は、関連手続日から起算して**30**営業日以内に登録主管部門に対して記録・報告せねばならない；

- (一) 転勤、退職休養、辞職；
- (二) 解雇、除名処分を受けた；
- (三) 省級以上の衛生計生行政部門が規定するその他の事情；

上述の記録が満**2**年になり、且つ、執業を継続していないものは登録抹消される。

第二十条 医師が、執業地点や執業タイプ、執業範囲などの登録事項を変更した場合、国家医師管理情報システムを通じて医師変更執業登録申請をし、並びに省級以上の衛生計生行政部門の規定するその他の材料を提出せねばならない。

医師が、トレーニングに参加する際に登録が必要になった、或いは変更登録が必要になった場合、本弁法に基づき関連手続きをせねばならない。

主たる執業機構を変更する医師は、本弁法第十一条に基づき再登録処理をせねばならない。

医師が、主要執業機構が許可したヘルスケアサポートや診察、研修、学术交流、政府行事等と衛生計生行政部門が許可したボランティア診療に参加する場合、および、締結されたサポート或いは委託管理された協議先の医療機構内で執業するなどの場合、執業地点の変更は不要である。

第二十一条 登録主管部門は、変更登録申請を受領した日から起算して**20**営業日以内に変更登録手続きを処理せねばならない。変更登録条件に合致せずに変更ができないものには、変更登録申請を受領した日から起算して**20**営業日以内に申請者に対し、その理由とともに書面で通知せねばならない。

第二十二条 国は、医師登録の基本内容公開制度、問い合わせ制度を実行する。省級衛生計生行政部門は、登録すべきものや登録取り消し或いは登録変更したもののリストを公告せねばならない。

第二十三条 『中華人民共和国執業医師法』第十六条と本弁法第十八条、第十九条で規定された報告義務を履行しない医療・予防・保健機構には、県級以上の衛生計生行政部門により当該機構及びその主要責任者、関連責任者に対する行政処分が行われる。

第五章 附則

第二十四条 中医（中医、民族医、中西医結合を含む）医師執業登録管理については、中医（薬）主管部門が責任を有する。

第二十五条 香港マカオ台湾人が内地（大陸）で執業登録をする場合は、国家関連規定により処理される。外籍人が中国国内で執業登録をする場合は、国家関連規定により処理される。

第二十六条 本弁法は公布日より施行され、『医師執業登録暫定弁法』は同時に廃止される。

<http://www.nhfpc.gov.cn/zhuz/zqyj/201611/31cc5a12ce2e435181ae2f3b8e6de21c.shtml>

..... 以下は中国語原文

国家卫生计生委关于《医师执业注册管理办法（征求意见稿）》公开征求意见的通知

中华人民共和国卫生计生委

www.nhfpc.gov.cn

2016-11-01

为了规范医师执业活动，加强医师队伍管理，我委拟将《医师执业注册暂行办法》（原卫生部令第5号，1999年7月16日施行）修改为《医师执业注册管理办法》，进一步规范医师执业注册管理。现起草完成《医师执业注册管理办法（征求意见稿）》，向社会公开征求意见。公众可通过以下途径和方式提出反馈意见：

1.登陆中国政府法制信息网（网址：<http://www.chinalaw.gov.cn>），进入首页左侧的：“法规规章草案意见征集系统”提出意见。

2.登陆国家卫生计生委网站（网址：<http://www.nhfc.gov.cn>），进入“征求意见”，点击“《医师执业注册管理办法（征求意见稿）》征求意见”，提出意见。

3.电子邮件：weishengjisheng@chinalaw.gov.cn。

4.通信地址：北京市海淀区知春路14号，国家卫生计生委法制司，邮编100191。
意见反馈截止时间为2016年12月2日。

国家卫生计生委
2016年11月1日

附件：医师执业注册管理办法（征求意见稿）

《医师执业注册管理办法》（征求意见稿）

第一章 总则

- 第一条 为了规范医师执业活动，加强医师队伍管理，根据《中华人民共和国执业医师法》，制定本办法。
- 第二条 医师执业应当经注册取得《医师执业证书》。未经注册取得《医师执业证书》者，不得从事医疗、预防、保健活动。
- 第三条 国务院卫生计生行政部门负责全国医师执业注册监督管理工作。
县级以上地方卫生计生行政部门是医师执业注册的主管部门，负责本行政区域内的医师执业注册监督管理工作。
- 第四条 国家实行医师电子注册管理，建立医师管理信息系统，对符合本办法规定的人员实行电子注册。

第二章 注册条件和内容

- 第五条 凡取得执业医师资格或者执业助理医师资格的，均可申请医师执业注册。
- 第六条 有下列情形之一的，不予注册：
- （一）不具有完全民事行为能力的；
 - （二）因受刑事处罚，自刑罚执行完毕之日起至申请注册之日止不满二年的；
 - （三）受吊销《医师执业证书》行政处罚，自处罚决定之日起至申请注册之日止不满二年的；
 - （四）甲类、乙类传染病传染期、精神疾病发病期以及身体残疾等健康状况不适宜或者不能胜任医疗、预防、保健业务工作的；
 - （五）医师定期考核不合格，并经培训后再次考核仍不合格的；
 - （六）申请重新注册，经考核不合格的；
 - （七）在医师资格考试中参与有组织作弊的；
 - （八）国务院卫生计生行政部门规定不宜从事医疗、预防、保健业务的其他情形的。
- 第七条 医师执业注册内容包括：执业地点、执业类别、执业范围。
执业地点是指执业医师执业的医疗、预防、保健机构所在地的省级行政区划和执业助理医师执业的医疗、预防、保健机构所在地的县（区）级行政区划。
执业类别是指临床、中医（包括中医、民族医和中西医结合）、口腔、公共卫生。
执业范围是指医师在医疗、预防、保健活动中从事的与其执业能力相适应的专业。
- 第八条 医师取得《医师执业证书》后，应当按照注册的执业地点、执业类别、执业范围，从事相应的医疗、预防、保健活动。
- 第九条 医师应当在医疗、预防、保健机构中执业。在多个机构执业的医师，应当确定一个机构作为其主要执业机构，并向主要执业机构所在地的卫生计生行政部门申请注册；向其他执业机构所在地的卫生计生行政部门分别申请备注，备注内容包括本人所有执业机构的名称。
- 第十条 主要执业机构及其所在地的卫生计生行政部门应当在医师管理信息系统及时更新医师定期考核结果。

第三章 注册程序

- 第十一条 申请医师执业注册，应当提交下列材料：
- （一）医师执业注册申请审核表（附后）；

- (二) 近 6 个月白底免冠正面半身照片;
 - (三) 医疗、预防、保健机构的聘用证明;
 - (四) 省级以上卫生计生行政部门规定的其他材料。
- 获得医师资格后二年内未注册者、中止医师执业活动二年以上和本办法第六条规定不予注册的情形消失的医师申请注册时, 还应提交在省级以上卫生计生行政部门指定的机构接受连续 6 个月以上的培训, 并经考核合格的证明。
- 第十二条 医疗、预防、保健机构要对医师提交的注册申请进行审核, 同意聘用的予以确认。
- 第十三条 注册主管部门应当自收到注册申请之日起 20 个工作日内, 对申请人提交的申请材料进行审核。审核合格的, 予以注册并颁发执业证书。
- 第十四条 对不符合注册条件不予注册的, 注册主管部门应当自收到注册申请之日起 20 个工作日内书面通知聘用单位和申请人, 并说明理由。申请人如有异议的, 可以依法申请行政复议或者向人民法院提起行政诉讼。
- 第十五条 执业助理医师取得执业医师资格后, 继续在医疗、预防、保健机构中执业的, 应当按本办法规定, 申请执业医师注册。
- 第十六条 《医师执业证书》应当由本人妥善保管, 不得出借、出租、抵押、转让、涂改和毁损。如发生损坏或者遗失的, 当事人应当及时向原发证部门申请补发。
- 第十七条 跨执业地点多机构执业的医师应当向拟新增的执业机构所在地的省级卫生计生行政部门申请增加注册执业机构。

第四章 注册变更

- 第十八条 医师注册后有下列情形之一的, 医师个人或其所在的医疗、预防、保健机构, 应当自知道或应当知道之日起 30 个工作日内向核发该机构《医疗机构执业许可证》的卫生计生行政部门报告, 办理注销注册:
- (一) 死亡或者被宣告失踪的;
 - (二) 受刑事处罚的;
 - (三) 受吊销《医师执业证书》行政处罚的;
 - (四) 医师定期考核不合格, 并经培训后再次考核仍不合格的;
 - (五) 连续两个考核周期未参加医师定期考核的;
 - (六) 中止医师执业活动满二年的;
 - (七) 身体健康状况不适宜继续执业的;
 - (八) 出借、出租、抵押、转让、涂改《医师执业证书》的;
 - (九) 在医师资格考试中参与有组织作弊的;
 - (十) 本人主动申请的;
 - (十一) 国务院卫生计生行政部门规定不宜从事医疗、预防、保健业务的其他情形的。
- 第十九条 医师注册后有下列情况之一的, 其所在的医疗、预防、保健机构应当自办理相关手续之日起 30 个工作日内报告注册主管部门, 办理备案:
- (一) 调离、退休、辞职
 - (二) 被辞退、开除;
 - (三) 省级以上卫生计生行政部门规定的其他情形。
- 上述备案满 2 年且未继续执业的予以注销。
- 第二十条 医师变更执业地点、执业类别、执业范围等注册事项的, 应当通过国家医师管理信息系统提交医师变更执业注册申请及省级以上卫生计生行政部门规定的其他材料。
- 医师因参加培训需要注册或变更注册的, 应当按照本办法规定办理相关手续。
- 医师变更主要执业机构的按本办法第十一条重新办理注册。
- 医师承担经主要执业机构批准的卫生支援、会诊、进修、学术交流、政府交办事项等任务和参加卫生计生行政部门批准的义诊, 以及在签订帮扶或托管协议医疗机构内执业等, 不需变更执业地点。
- 第二十一条 注册主管部门应当自收到变更注册申请之日起 20 个工作日内办理变更注册手续。对因不符合变更注册条件不予变更的, 应当自收到变更注册申请之日起 20 个工作日内书面通知申请人, 并说明理由。
- 第二十二条 国家实行医师注册基本内容公开制度和查询制度。
- 省级卫生计生行政部门应当对予以注册、注销注册或变更注册的人员名单予以公告。
- 第二十三条 医疗、预防、保健机构未依照《中华人民共和国执业医师法》第十六条和本办法第十八条、第

十九条的规定履行报告职责的，由县级以上卫生计生行政部门对该机构及其的主要负责人、相关责任人给予行政处分。

第五章 附则

第二十四条 中医（包括中医、民族医、中西医结合）医师执业注册管理由中医（药）主管部门负责。

第二十五条 港澳台人员申请在内地（大陆）注册执业的，按国家有关规定办理。

外籍人员申请在中国境内注册执业的，按国家有关规定办理。

第二十六条 本办法自颁布之日起施行，《医师执业注册暂行办法》同时废止。